

総務産業委員会報告書

平成27年9月18日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成27年9月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第121号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
請願第8号 「安全保障関連法案」の慎重審議と国民の合意なしには成立させないことを求める請願	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第121号の審査	2
請願第8号の審査	7
閉会	8

総務産業委員会記録

招集日時	平成27年9月18日（金）	本会議休憩中		
開議・閉議	午後1時13分	開会 ～ 午後1時41分 閉会		
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷 繁		西上徳一
		山本 成		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	総合政策部長	藤原一徳	財政課長	河井健治
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午後1時13分 開会

○**田原委員長** ただいまの出席は全員です。定足数に達していますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

***** 議案第121号の審査 *****

ただいま付託された議案第121号備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

先ほど質疑もありましたが、補足説明がありましたら、執行部からどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、委員の皆さんからの御意見をお願いしたいと思います。

○**掛谷委員** ここでは、現行と改正案、交通環境の整備充実を図る、ここが入ってきています。別添で、事務所、車庫、これが品川の埠頭ですか、片上埠頭のところに位置したようなことがあります、その概要を簡単に。

それと、環境整備はいつから、もう10月1日から運用だと思いますが、その辺の計画なり概要なり、簡単に触れていただきたい。組織はわかりますが。

○**河井財政課長** 改正案の規則のほうで、交通環境の整備充実を図るという改正案となっておりますが、こちらのほうは施設整備を記したようなものではなく、例えば車両であったり、船であったり、そういったものが含まれるということで、事務所のほうは今現在まち創生課で、片上埠頭の一部をお借りして準備をされているということは聞いていますが、実務はまち創生課で行っていますので、詳しいことは、私からはお答えできないという状況です。

○**掛谷委員** でも、関連した大事な話だけだなあ。ここはもう組織の交代だけ、言いようがない。じゃあ、いいです。

○**尾川委員** 関連して、要するに担当が、組織だけに限定して、よく名前が変わり歩くからわからないけど、そのあたりの窓口というのは、こういうものなのか。今掛谷委員が言うように、わしも疑問に思っている。変わってからの話か、変わるだけの話かというのが……。

〔「変わるだけの話だと思う」と呼ぶ者あり〕

だけど、こっちとしたら、変わったらどうなるのかということとか、変わる前はどうかという、背景というものをやはり教えてもらわないと、議案の審議にならないのではという、そんな感じがしたわけ、今話を聞いてみて。組織だけを変えるというたって、背景として、今説明があったが、3つの大きな何とかかんとかって、要するに市直営で、市民に密着した任務を遂行するとか、コンパクトシティを所掌するとか、要するに所属員は2名という話があったわけですが、それについて、まちづくり部から変わるので、ある程度具体的な話を聞かせてもらえるのかなと思うて。

○**河井財政課長** このたび追加で御審議をお願いしているのが、あくまでも機構ということで、従前、今まち創生課で、課長1名、担当者1名ということで制度をやって、日生運輸に路線バスのほうは補助金を出してという形で行っています。ですから、まち創生課とすれば、公共交通以

外の分ももちろん多く事務を抱えています。特に、まち・ひと・しごと、こういった部門、それから定住、移住、住宅政策、それから宅地造成特別会計とか、そういった事務を持っています。

10月1日から公共交通を直営で行うということになると、担当課長、それから担当者がそれに専属で打ち込める体制というものが必要ということで、このたびの提案とさせていただいています。ですから、人員に関しては、数的にはふえる形ではございませんが、業務内容的には充実できると。ですから、万が一緊急事態が起きたとしても対応できるという形には持っていきたいと思っています。

現状と今後という意味合いで、私からお答えできるのはその点です。

○尾川委員 今の話を聞いたら、わしは兼務ぐらいでやれると思うとった。要するに、議運でも話をした。要するに2人抜くということは、ある組織が2人抜かれて、仕事も一緒に持ってってくれるならええ。だけど、専従だったのか、2人が。あるいは、一人一人がもう少しプラスアルファの仕事をしよって抜かれたということは、残った人の負担というのはふえてくる、わかる、それ。そういう話を、こっちは細かいことを聞きたかった。

何でかというのは、機構改革する目的は、市民サービスが低下しないようにいかに充実した組織運営というか、要するに仕事をしていくことが目的だと。そのために組織、配置がえしているわけですから。その辺で、アルファビゼンでもそうでした。ある日ぱっとかわるわけです。優秀なからね、皆さん。だから、ぱっとかわってもぱっと対応できると思う。こっちのものは、ずっとやってきとって、受ける側は、組織の改編、組織だけというふうな答弁されたら、ちょっと待ってくれと、こっちとしたらなるわけです。

ただ、組織を変えるだけというたら、名前だけは簡単なもん。だけど、それで何で変わるかということと言いよんよ。それで、市民サービスにどれだけ影響があるかということを知りたいわけ。別にけちつけよんじゃねえよ、これはな。よかれ思うて言いよんじゃと思う。

○河井財政課長 今、御指摘いただいた件については、確かに今専属で担当係長は業務を、公共交通を行っています。ですから、公共交通部門については、仕事も全部持っていく形になります。課長については新たな部署、どういう人員配置になるか、誰が行くということはわかりませんが、一つ課長の席がふえるわけですから、その手当てはきちとなされるはずですので、業務が大幅に残された職員に対して増加するという事はないように努めていく形になると思います。

○尾川委員 それと、行財政改革本部で決定したと、行財政改革での本部で決定した言われたわけですが、こんな組織、そういう決まり方になっているわけ。所掌はあろう。市の組織を変えるときには、どういう手順でどうなって、誰が決定するという事だつて今説明したと思うで、たしか。9月10日の行財政改革本部で決定したという。この決まり方というのは適当に、そう言うたら語弊があるけど、適当にそういうところに決めたというふうにしときゃええがというふうになっているのか、どうもぴんとこない。やはりきちとした組織で、行財政改革本部というて、そういうことを組織が決める仕事ではないのではないのか。文句ばかりつけるわけではないけ

ど。

○河井財政課長 今御指摘いただきました行財政改革推進本部ですが、こちらのほうは規定がございまして、通常、今まで機構改革等、行革という名のもとで一応機構改革を今行ってきておりますので、行革推進本部、こちらのほうで今までの機構改革も決定してきています。

○尾川委員 そういうルールだったら、また後からルール見せて。普通、組織がえとといえば、それなりに庁議があって、会社でいえば取締役会。そこで諮って、それ誰がつくるかというたら、大体総務部が起案して、社長が決裁する場合が多い。社長がこういうふうにして兵隊をこっちに置きたい、あっち置きたいと言うわけだから。社長が大体こういう考え方でこうするんじゃないと、役員会に諮って、役員会でいくと。行革本部なんかというのは、別の全然違うプロジェクトチームみたいなものですが。だから、本来の組織のあり方というたら、やはり庁議で決めて、それを試案するのは藤原部長かどうか知らんが、起案するのは。市長がこうじゃというて、あんたら一々言わんでも、ちょっとそこがひっかかる。今までもした言われるけど、ちょっと違うんじゃないのというのをお聞きしたかったわけです。

○河井財政課長 今御指摘の件ですが、行革推進本部でまず案をつくり、最終的には庁議に諮って、議案として上げさせていただくことは庁議で決定しています。ですから、同日に、9月10日、同日に行革推進本部と庁議を開催しています。

○尾川委員 ですから、これ決定した言うたからな、説明が、おかしいんじゃないのといっているわけ。その後庁議で決定したという説明があったら、何も文句言わんよ。ですから、この本部、プロジェクトみたいなものが決定権を持ってやるようなところではないはずですよ。それでちょっとわし気になったん、これ。答弁聞いて。重箱の隅をつつくわけではないけど、やはり説明するのは正確にきちっと説明してもらわんと、議員ばあで文句言うて、適当に言うたら困るよということ。

ちょっと関連でもう一点。これも議運では話したわけですけど、やはり追加議案は努めて出さないようにしてくれないと。ここでも、説教がましく議員便覧の話をして、やはり議長としても早目に議案をもらって、議員に早く出して、その中身を精査して決定していくというのが手順なので、やはりそういう手順を踏んでもらわないと、出放題でやりたい放題やりよったら、お互いに紳士協定みたいなものですからな。やはりこっちもそう言わずに、難しく言わずにということになるわけです。だから、そうしたら議会の運営というものがたがたして、時間がかかったり、効率が悪かったりするから、そっちも努めて、いろんな事情がある、そういういろんな事情があって、わしらは、ここでも言うたんじゃけど、当然そんなことは、今まで、まず組織が決まって仕事がつくわけですから、だから当然、誰彼、名前はもうわかるけど、2人が説明してくれたし、ずっとしてくれよるから、その人がやって、同じ別の組織をつくって、課長じゃ係長じゃ言わずにやると思うとった。こっちからどうするんで、どうするんでというたりして聞くようなことじゃねえしな。そういう話をしたわけです。

ですから、そんなに遅くなってきて、当然仕事するのは4月1日なら1日、こうなってこうな

りますというたら、担当課を決める、担当者は決まっている。そのうち動いてきてここまで来て、今さら組織をこうします、ああします、いやあそれには理屈がもっと市民に密着して、それは理屈ですが。だけど、それより前にきちっとできなんだんかと言ひよるわけ。それは議論になったわけよ。

○藤原総合政策部長 今回、この市営バスについては10月からの運行ということで、空白期間は許されないということで、非常にタイトなスケジュールでやってきています。そういうことで、第一に運行面に力を入れてきたということがあろうかと思ひます。ということで、逆に管理体制の面でちょっと調整のほうがおくれたというのは否定できないと思ひています。事情を御賢察いただけたらというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○尾川委員 先ほども言ひましたが、やはり決定箇所とか決定内容とか理由については、本当に時間がなくて、担当者は大変だと思ひます。こっちは文句ばかり言ひよんじやから。だけど、やはり正確に、市民は皆聞きよるわけ、見とるわけですから、本会議なんか。やはり疑問に思ひ人はすぐ言ひよるわけよ。どうなって組織というのは決まりよんならとか。そういうことのないように努めて、きちっと説明したりしてもらわんと、議案なんかでも努めて早目に出して、事務局も困りよるんよ、事務局の肩を持つわけではないけど、どんどん後おまえら適当にせえ、ぼんと来るわけ。ほんなら、それで動くのが当たり前というぐらいの感じじやなし、お互いにいい仕事をしようと思ひたら、やはり余裕を持って、時間かけてやはりやっていくというものがなかったら、個人的にはそう思ひよる。きょうがあしたじやというて、どっどどどど残業ばかりやって、間違いも起こるしええことにならん。だからというて、不定時の作業でもあるよ。だけど、努めてお互いに協力し合つて、やはりきちっとした形のものをしていこうというふうにしなないと、備前市よくならんと思ひます。それだけですけど、何かあつたら。

○藤原総合政策部長 尾川委員の言われることをよく肝に銘じておきます。よろしくお願ひいたします。

○山本（恒）委員 今回はこれが出てきたけど、よう課が1年ほどできたり、へっこんだり、係になったり、もうちょっと、今尾川委員言ひよるたけど、普通にわしらみたいに半分素人でまあまあわかるような者だつたら、でえれえ、職員が軽いのか、市長が軽いのかわからんけど、軽くどっどど、それ便利ええようにバスに力を入れてくれるわけですからええけどじやなし、そこら周りも部長がきちっと、これは来年の4月1日からこの課は出しますというぐらいにせなんだら、前もって回したりしてくれよるからええんじやけど、すぐ名札だけかえてから、かがみだけかえるんじやなしように、我々も行くところがわかりにくいし、市民の人はもっとわかりにくいからな。私らみたいに時々来させてもらう者でも、そこら周りよく気をつけて、総務課がしっかりしとかにやいけんのじやねえか思ひよるけど、そこらよろしゅうお願ひします。

○藤原総合政策部長 部の変更については、本会議の質疑でお答えしたとおりです。

今後、市民に密着したところで市営バスの運行をやるということで、市民の皆さんに喜んでもらうような施策を展開していきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○掛谷委員 運営管理者だったかな、3人おられると、公共交通課、課長が1人、係長1人の2人で面倒を見ていく、そのほかに3人おられるということ。これはどういう人がなられますか。どういう立場ですか。この課にいるわけですか。

○河井財政課長 一応、きょう部長が質疑で答弁させていただいたときに、臨時職員の人数を申し上げたと思いますが、その中へ3人が含まれています。バス運行をするに当たり、どうしても運行管理者という有資格者、この方がいないといけませんので、運行管理者を3名、うち2名は車両整備管理の資格、こういったものも保持していないとバス運行ができないということで、そういった職員を臨時職員として雇用する予定になっています。

ですから、新しい公共交通課長の配下には、正規の職員は今のところ1名の予定ですが、その配下にかかなりの臨時職員の配置になって、そういった職員の管理までを行うという形になると思います。

○掛谷委員 そうですね。恐らく資格が要るものも相当あるのではないかと思います。その中でも、一番は運営をしていく、管理をやっていくという資格というのも当然要るわけですか、それは。そういうのは要らないですか。今の車両の資格を持っているとか。

○河井財政課長 運行管理というのがその資格になると思います。ですから、バスをきょうは運転手はあなたで、どこどこを走ってというふうな形で、路線バスの直営部分、直営部分の運行を管理する職員というのが、有資格者が必要ということになっています。

○掛谷委員 それはいるわけですね、この中にね。どなたかわからないけどおられると。

○川崎副委員長 3人パートで雇うということですが、課長、係長で、本庁がそれだけというのは少し気になりますね。せめて自動車の整備のほうは現場で、事務所のほうでいいと思いますが、運行管理責任者というパートの方は、やはりこちらへおって、ちゃんと課長、係長がどういう仕事をするのかよくわかりませんが、全交通体系の中で位置づけの調整バランスとかということ考えると、もう一つぐらい机があって、せめて本庁も3人ぐらいで現場との行き来とかというのをやるべきだと。それを2人だけで、あとは現場に任せますというたら、残った2人は一体何をするのかなど。割り切って、全部直営のスクールバス及び民間タクシー会社との調整で、それ以外の部門を係長と課長が大生汽船を含めて、それから交通網の今後の縮小、拡大というか、新路線の分で、そういうことをやるのか、ちょっとその辺2人体制では頼りないという、質疑を聞いていて率直な思いがしましたので、いかがでしょうか。

○河井財政課長 まちづくり部長が別途一般質問等でお答えをさせていただいていると思いますが、この運行管理者を将来的に正規な職員採用というふうな試験を経て、正規職員として考えたいというふうな御答弁をさせていただいていると思いますが、そういった形になってくれば、今川崎委員がおっしゃられたような体制も十分とれてくるのではないかと思いますので、今後運行する中で体制のほうはまた逆に充実させていかなければならない部分、不足する部分については補っていかなければならないのかというふうに考えています。

○川崎副委員長 要望ではないですが、私は、何か正規になったらちゃんと机は保障するけれど

も、今パートだから机が必要にないようにしか聞こえないので、やはりそれだけの資格を持った人がパートであっても、今まで日生運輸で勤めていた方かどうか知りませんが、やはり現場のこともわかるし、ある程度実務がわかる意味では、私は運行責任者ぐらいは本庁に置いて、必要に応じて現場の事務所へ出入りするというぐらいが望ましいと思いますので、目の前に来ていますので、今後実施する中でいろいろ柔軟に考えていただきたいと思います。

それと、いろいろ議論していますが、私は執行部の内部で、所管がどこに変わろうと、余り私は議会がどうこう言うことではないのかなあと。執行部内部でそれでできるということなら、自由に変えたらいいというのは私の考え方です。そのほうが合理的であり、行革の推進はそのように柔軟に動くことによつてのみできると思うので、余り私は議会がどうこうという、何か問題が起きたときには論議する必要があると思いますが、これからやる新規の移行については、実施してみんとわからないことが多いと思うので、現状より新しい組織改革がいいということなら、それでやってみて、また半年やって、4月1日以降変更が必要ならやっていただければ結構だという考え方を持っています。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第121号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、議案第121号は原案のとおり可決いたしました。

***** 請願第8号の審査 *****

○川崎副委員長 申しわけないです。きょう紹介があつたわけですが、もし審議の、意見の論議が必要なら時間をいただいて、私はここでの議決は求めませんが、きょうあつた慎重審議について、別に意見はなく、採択したらどうかということでき一致できるなら採択して、追加議案とともにきょう本会議でもこの請願については採択いただかないと、余り国会情勢でいえば意味がない請願になりますので、いかがでしょうか。

委員長、ほかの委員の方に諮っていただけたらと思います。

○田原委員長 趣旨は、先ほど請願第8号が当委員会に付託されておりますが、きょう審議をしたらということですが……。

○川崎副委員長 審議じゃなくて、審議する必要がないということでき一致するなら、すぐ採決ということなら、即決でいけるならやっていただきたいということ。意見がいろいろ分かれるなら、もう付託事項で、いつですかね、二十何日。

○掛谷委員 これは次の総務産業委員会で付託されている案件ですので、そこでやればよろしい

と思います。きょう別にそんな急ぐこともないし、ほかの案件もありますしね。

〔「所管が違おう」と呼ぶ者あり〕

総務は総務なわけですが、次の総務産業委員会のために、ここは今のこのことでやりよるわけなので、そういうふうには議運で決まりましたし、する必要はないと思います。

○川崎副委員長 正式な委員会をやっているわけで、議会中の委員会というのはいろんな議案については論議できるというふうに聞いています。ですから、追加議案ができたのなら、これは今やらなければ、情勢的に必要のない請願になるので、もしよければ皆さん意見を一致できるなら採択ということで、一致できないということなら、もう付託してしっかり論議してもらって、情勢におくれるかもわかりませんが、仕方ありませんが、別に意見を挟む余地なく採択すべきじゃないかということで全会一致できるなら、きょう採択して本会議にかけていただくよう、議長に委員長を通じてお願いしたいという考え方を持っています。いかがでしょうか。

○掛谷委員 委員長できません。

○田原委員長 いかがでしょうか、ほかの方は。

できないという声がありますが。

○山本（恒）委員 慎重審議をお願いします。

○田原委員長 慎重審議で、きょうはできないということなんですか。

○川崎副委員長 結構です。

○田原委員長 それでは、総務産業委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後1時41分 閉会